

令和8年度相模原市職員採用選考受験案内

(公務員経験者採用)【通年枠】

令和8年4月
相模原市人事委員会

行政・土木・建築・社会福祉・保育士

【申込期間】 令和8年4月～令和9年1月のうち、各月1日～15日まで

【申込方法】 L o G o フォーム (パソコン又はスマートフォン) により申込み

※ システム機器の保守点検等により、受付期間中にシステムを停止する場合がありますので、ご注意ください。

令和8年度【公務員経験者採用】選考の特徴

・通年(4ターム制)で実施 受験時期を選ぶことができます

◆選考区分、採用予定人数、職務内容及び受験資格

選考区分	採用予定人数	職務内容	受験資格(全ての要件を満たす人)
行政	13人程度	各種市民サービスや市政運営に関する一般行政事務に従事	<ul style="list-style-type: none"> 昭和52年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人 国や地方公共団体において任期の定めのない正規職員として3年以上継続して勤務した実務経験(左記「職務内容」に関するもの)のある人
土木	3人程度	土木工事の設計・施工監理や区画整理事業、都市計画の決定等、まちづくりに関する専門業務等に従事	<ul style="list-style-type: none"> 昭和42年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人 国や地方公共団体において任期の定めのない正規職員として土木に関する実務経験(左記「職務内容」に関するもの)を3年以上有する人
建築	若干名	公共建築物の設計・施工監理、建築・開発の許認可、都市計画の決定等、まちづくりに関する専門業務等に従事	<ul style="list-style-type: none"> 昭和42年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人 国や地方公共団体において任期の定めのない正規職員として建築に関する実務経験(左記「職務内容」に関するもの)を3年以上有する人
社会福祉	10人程度	生活保護、障害、高齢者、児童等、社会福祉に関する専門業務等に従事	<ul style="list-style-type: none"> 昭和42年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人 2ページに掲載している受験資格のいずれかに該当する人 国や地方公共団体において任期の定めのない正規職員として相談援助に関する実務経験(左記「職務内容」に関するもの)を3年以上有する人
保育士	5人程度	市立保育園等における保育業務、子育てに関する相談業務等に従事	<ul style="list-style-type: none"> 昭和42年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人 保育士又は神奈川県において国家戦略特別区域限定保育士の登録を受けた後、地方公共団体において任期の定めのない正規職員として実務経験(左記「職務内容」に関するもの)を3年以上有する人

※ 採用予定人数については、今後の事業計画等により変更する場合があります。

※ 採用予定人数の少ない選考区分については、採用予定人数に達し次第、年度途中でも募集を終了する可能性があります。

◆受験資格について

◎ 地方公務員法第16条により、次に該当する人は、受験できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 相模原市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた人
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

◎ 実務経験として認める範囲について

- (1) 選考区分と同種の職種で、かつ同様の職務内容に従事した期間に限ります。
- (2) 実務経験期間は、(Aターム：令和8年3月31日、Bターム：令和8年6月30日、Cターム：令和8年8月31日、Dターム：令和8年10月31日までに、)3年以上(産前産後休業を含みますが、育児休業期間は含みません。)、週当たり30時間以上の勤務を継続した場合が該当します。勤務していた国又は地方団体が独立行政法人、特殊法人又は株式会社等に移行し、これらの職員でなくなった場合、引き続き移行後の団体において同様の職務内容に従事している場合に限り、職務経験年数に通算することができます。
- (3) 最終合格後、受験資格の最終確認のため職務経歴証明書を提出していただきます。提出された書類により受験資格を有していることが証明できない場合は、合格を取り消し、採用されません(5ページ参照)。

◎ 選考区分「社会福祉」の受験資格について

次の(1)から(3)までのいずれかにより、社会福祉主事の任用資格を有する人

- (1) 学校教育法に基づく大学(短期大学及び専門職大学を含む。)において、社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目(3科目以上)を履修し卒業した人(専門職大学は前期課程を修了した人)
- (2) 社会福祉法により都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した人
- (3) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する人

◆選考日程及び合格発表

		Aターム	Bターム	Cターム	Dターム
申込受付期間		令和8年 4月1日～15日 5月1日～15日 6月1日～15日	令和8年 7月1日～15日 8月1日～15日	令和8年 9月1日～15日 10月1日～15日	令和8年 11月1日～15日 12月1日～15日 令和9年 1月1日～15日
第1次選考	合格発表	6月26日(金)	8月28日(金)	10月28日(水)	令和9年 1月29日(金)
第2次選考	日程	7月2日(木) ～6日(月) のうち指定する1日	9月7日(月) ～11日(金) のうち指定する1日	11月4日(水) ～6日(金) のうち指定する1日	令和9年 2月8日(月) ～12日(金) のうち指定する1日
	合格発表	7月中旬	9月下旬	11月中旬	令和9年 3月上旬
採用予定日		令和8年10月1日 以降	令和9年1月1日 以降	令和9年4月1日 以降	令和9年6月1日 以降

- ◎ 同一年度内にA～Dのうちいずれか1つのタームのみ受験可能です。
- ◎ 指定の日程、集合時間を過ぎた場合は受験できません。また、受験者各自の事情による選考日程の変更はできません。
- ◎ 合格発表は、相模原市職員採用ホームページへの掲載により行います。
- ※ 日程は、変更となる場合があります。

◆選考の内容及び場所

選考段階	内容	場所・その他
第1次	エントリーシート	申込書及び職務経歴書の審査
第2次	個別面接 (プレゼン審査を含む。)	相模原市役所周辺施設※

※ 第2次選考の集合時間、場所等の詳細は、対象者にメールにてお知らせします。

◆各選考の内容について

種類	内容
エントリーシート	申込時の入力内容の審査及び、 職歴・職務内容などから、受験資格である実務経験を満たしているかの審査。
個別面接 (プレゼン審査を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・冒頭に、プレゼンテーション(5分以内)を行っていただきます。 ・「国や地方公共団体での実務経験で培った知識や能力等を相模原市の職員としてどう生かせるか」というテーマに沿って、プレゼンテーションを行ってください。<u>行政職以外の専門職の選考区分においては、受験する選考区分の専門性に触れながらプレゼンテーションを行ってください。</u> ・プレゼンテーションで使用する資料は、A4用紙(片面)で最大2枚までにまとめ、指定する日までにPDF形式で提出してください。カラー・白黒は問いません。提出期限は、対象者にお知らせします。 ・提出期限までにプレゼンテーション資料の提出がない場合には、第2次選考を受験することができませんので、ご注意ください。 ・個別面接の所要時間は、プレゼンテーションを含め、30分程度です。 ・第2次選考の受験日時は、当委員会が指定します。受験日時の変更は受け付けることができませんので、あらかじめご了承ください。

◎ 上記のほか、第2次選考では、個別面接の参考資料とするための適性検査があります。パソコンやスマートフォンにより自宅等の任意の場所で受検することができ、回答時間は15分程度です。詳細は、第2次選考の対象者にメールにてお知らせします。なお、この検査を受検しない場合は、第2次選考個別面接を受験することができませんので、ご注意ください。

◆各選考科目の配点について

第1次選考	第2次選考
エントリーシート	個別面接(プレゼン審査含む)
100	240

◎ 第2次選考の合否判定には、第1次選考の得点は反映されません。

◆各選考の得点の簡易開示について

- ◎ 各選考の得点については、簡易開示を実施しており、簡易開示の請求期間内であれば、任用調査課窓口(相模原市中央区富士見6-6-23 けやき会館4階)で、保有個人情報簡易開示請求整理票を記入し、即時開示を求め閲覧することができます。
- ◎ 簡易開示を請求できる人は、選考を不合格となった本人又はその法定代理人です。合格した人は簡易開示の請求はできません。
- ◎ 簡易開示を請求できる期間は、各タームの第2次選考合格発表日から1か月間です。窓口での受付時間は、

開庁日の午前9時～正午、午後1時～午後5時です。土日祝日は閉庁日となりますので、簡易開示を請求することはできません。

- ◎ 簡易開示は、電話・はがき等による請求はできません。受験者本人又はその法定代理人が直接窓口までお越しください。
- ◎ 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)により本人確認を行います。開示請求の際にご提示ください。
- ◎ 開示できる内容は、不合格者の得点及び合計点です。これら以外の結果は、公正な選考の実施に影響を及ぼすおそれがあることから、開示できません。

◆その他の注意事項

- ◎ 複数の選考区分は受験できません。また、申込締切後の選考区分(職種)の変更は認めません。
- ◎ 4月1日(水)に募集を開始した民間企業等経験者採用選考【通年枠】との重複した申込みは受け付けません。
- ◎ 同一年度内において、A～Dのうちいずれか1つのタームのみ受験可能です。
- ◎ この選考において提出された書類は、一切返却しません。なお、この選考において市が収集する個人情報は、採用選考、採用に関する事務及び採用後の人事情報以外の目的のために使用することはありません。
- ◎ 不正行為が発覚した場合は、その時点で当該選考を失格とします。
- ◎ 受験に際し、配慮を要する場合(車いすの使用等)は、その旨を申込時に「受験上配慮を要する事項」に入力してください。
- ◎ 選考会場周辺で、合格通知等の発送を理由に個人情報の収集を行う業者等がいる場合がありますが、当人事委員会とは一切関係ありませんので、ご注意ください。
- ★ 日程変更等重要なお知らせは、市ホームページや相模原市人事委員会Xに掲載してお知らせします。
<https://x.com/sagamiharajinjii>

相模原市人事委員会X



◆合格から採用まで

- ◎ 受験資格の最終確認のために提出していただく職務経歴証明書により受験資格がないことが明らかになった場合は、合格を取り消し、採用されません(2ページ参照)。
- ◎ 虚偽の申告等が明らかになった場合には、合格を取り消す場合があります。
- ◎ この選考に合格すると、採用までの間に、令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認の対象となる可能性があります。
- ◎ 日本国籍を有しない人が採用された場合は、「公権力の行使にあたる業務(市税の賦課・滞納処分、道路占有の許認可、生活保護の決定など)」や「公の意思形成に参画する職(ラインの課長級以上の職など)」には従事できません。
- ◎ 日本国籍を有しない人で、採用日において就労が制限されている在留資格の人は採用されません。
- ◎ 保育士については、保育士特定登録取消者管理システムのデータベースの検索を行います。検索の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用されない場合があります。

◆採用に関するQ&A

- Q 居住地や、年齢、性別等による有利・不利はありますか？
A 受験者の住所、年齢、性別、学歴によって有利・不利になることはありません。
- Q 最終合格したら、必ず採用されますか？
A 最終合格した人は、辞退者を除いて、原則として全員採用されています。
- Q 配属先や勤務地は事前に分かりますか？
A 合格した人の配属は、採用日に通達されます。事前に確認することはできませんが、市内勤務です。
- Q 給与について、採用前に確認できますか？
A 給与については、個々の年齢や経験などを考慮して決定されます。最終合格された後、提出いただく職務経歴等調査票等に基づき、人事・給与課において算定しますので、採用前に確認することはできません。6ペ

ーの◆給与欄の例を参考にしてください。

◆勤務時間等

- ◎ 勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までの1日につき7時間45分で、1週間につき38時間45分です。ただし、勤務場所によって異なる場合があります。
- ◎ 勤務場所となる市内の各施設は、敷地内を原則禁煙としています。(特定屋外喫煙場所が設置されている施設もあります)。
- ◎ 「保育士」は、勤務場所によって変則勤務があります。(保育園勤務の例：午前7時から午後7時までの間で7時間45分の勤務)

◆給与(令和8年4月1日現在)

- ◎ 給与は、相模原市一般職の給与に関する条例等に基づいて、給料、扶養手当、地域手当、住居手当(上限28,000円/月)、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当(年2回、計4.65月分)等が、それぞれの支給条件に応じて支給されます。
- ◎ 給料月額、地域手当は、相模原市一般職の給与に関する条例等に基づき、経験年数等を考慮して決定されます。

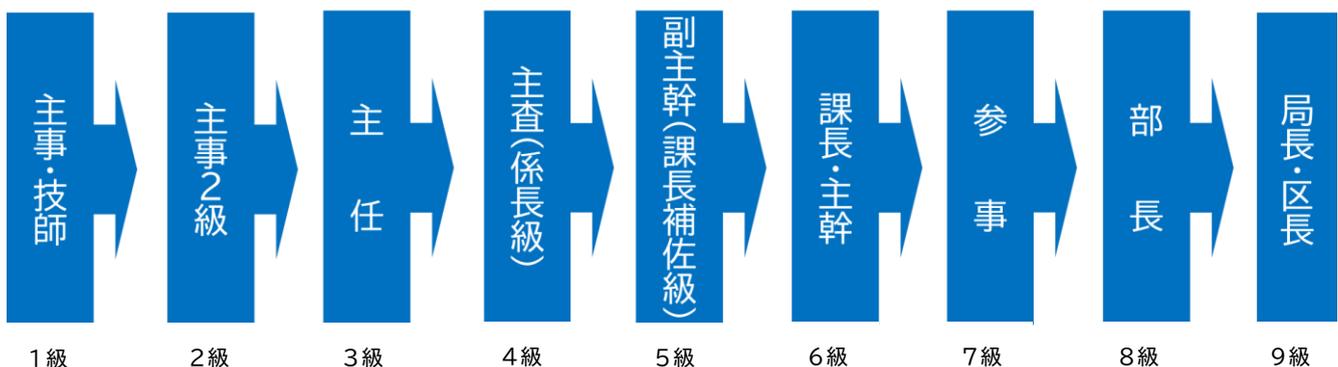
<参考> ※ 基本給の一例です。

年齢及び経験年数	給料月額	地域手当	合計
22歳で大学を卒業し、国や地方公共団体での実務経験が9年あり、採用時の年齢が31歳の場合【主任採用】	278,600円	33,432円	312,032円
22歳で大学を卒業し、国や地方公共団体での実務経験が13年あり、採用時の年齢が35歳の場合【主任採用】	297,100円	35,652円	332,752円
22歳で大学を卒業し、国や地方公共団体での実務経験が18年あり、採用時の年齢が40歳の場合【主査採用】	364,200円	43,704円	407,904円
22歳で大学を卒業し、国や地方公共団体での実務経験が23年あり、採用時の年齢が45歳の場合【主査採用】	381,900円	45,828円	427,728円
【保育士】22歳で4年生大学を卒業(卒業時に保育士登録)し、国や地方公共団体での実務経験が13年あり、採用時の年齢が35歳の場合【主任採用】	292,000円	35,040円	327,040円
【保育士】20歳で2年生短期大学等を卒業(卒業時に保育士登録)し、国や地方公共団体での実務経験が25年あり、採用時の年齢が45歳の場合【主査採用】	379,600円	45,552円	425,152円

※ 給料月額及び各種手当は、条例改正等により変更されることがあります。

※ 土木は、初任給調整手当(土木職及び医療職にのみ支給されます。)が別途支給されます。

<参考>昇任・昇格について



- ◎ 上図のとおり、主事から主任、主任から主査のように経験を積みながら、段階的に昇任していきます。
- ◎ 最終学歴、最終学校卒業後の職務経験年数等に応じて主事（1級）、主事2級（2級）、主任（3級）又は主査（4級）のいずれかとして採用されます。

◆申込方法について

申込方法	<p>パソコン又はスマートフォンで、下記のURL又は二次元コードから、LOGOフォームへアクセスして、お申し込みください。アカウントの登録及びログインは不要です。</p> <p><u>申込内容を入力し送信すると、受験番号が自動採番されますので、メモ又は画面を保存するなどしてください。また、入力内容を表示した送信完了の確認メールが入力したメールアドレスあてに送信されますので、選考が終了するまで必ず保存してください。なお、送信完了メールに記載されたURLのリンクから、申込状況の照会及び取消しが可能です。</u></p> <p>【行政 申込フォームURL】 https://logoform.jp/f/62LYT</p>	
	<p>【土木 申込フォームURL】 https://logoform.jp/f/bnfv1</p>	
	<p>【建築 申込フォームURL】 https://logoform.jp/f/bBZ0b</p>	
	<p>【社会福祉 申込フォームURL】 https://logoform.jp/f/nZ1CD</p>	
	<p>【保育士 申込フォームURL】 https://logoform.jp/f/P2n61</p>	
	<p>※ 申込書兼職務経歴書（市ホームページよりダウンロード）に入力し、申込フォームに添付しアップロードしてください。</p> <p>※ 申し込む職種（選考区分）のお間違いがないようご注意ください。</p> <p>※ 修正する場合、LOGOフォーム上で申込内容を修正することはできませんので、一度申込みを取り消しの上、再度お申し込みください。</p> <p>※ システム機器の保守点検等により、受付期間中にシステムを停止する場合がありますので、ご注意ください。</p> <p>※ 使用される機器や通信回線の障害によるトラブルについては、一切責任を負いません。</p>	
受付期間	令和8年4月～令和9年1月のうち 各月の1日午前9時から15日午後11時59分まで〈受信有効〉	

<お問合せ先>

相模原市人事委員会 行政委員会事務局 任用調査課

TEL 042-769-8320(直通)(平日午前8時30分～午後5時15分)

Eメール jin-c@city.sagamihara.kanagawa.jp

相模原市ホームページアドレス <https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>



相模原市職員採用案内 HP



相模原市人事委員会 X



相模原市職員採用 Instagram



相模原市役所メタバース・オフィス



★相模原市職員採用選考は市民の皆様の貴重な税金を使って実施します。
税金を有効活用するため、選考の申込みをした人は積極的な受験をお願いします。